

鹿沼市運送事業者原油価格高騰対策支援金

新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び経済情勢の変動による原油価格の高騰等の影響を受けた市内の運送事業者等に対し、燃料油高騰分の一部を支援します。

交付対象者 次のいずれにも該当する方が対象です。

- ① 中小企業者等又は個人事業者
- ② 貨物自動車運送事業法に基づく「一般貨物自動車運送事業」、「特定貨物自動車運送事業」又は「貨物軽自動車運送事業」の許可を受け、市内に本社があり、かつ市内の事業所で事業を営んでいる者
- ③ 市内で継続して1年以上事業を営んでおり、法人にあっては商業登記を、個人にあっては住民登録をしている者
- ④ 申請日時時点で市税の滞納処分を受けていない者

中小企業者等とは…商工会法第2条に規定する商工業者であって、中小企業支援法第2条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当するもの

対象車両 一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は貨物軽自動車運送事業の用に供する車両で、次のいずれにも該当するもの(被けん引車及び霊柩車を除く。)

- ① 交付対象者が所有し、又はリースにより借り受け、かつ、現に使用しているもの
- ② 道路運送車両法第58条に規定する自動車検査証(以下「車検証」)における「登録年月日/交付年月日」欄に記載される年月日が令和4年7月1日以前のもの
- ③ 車検証における「使用の本拠の位置」欄に記載される住所が市内住所地であるもの
- ④ 車検証における「有効期間の満了する日」欄に記載される年月日が申請日以降のもの

支援金の額 対象車両1台当たり10,000円 上限 1事業者当たり 30万円

※ 予算の上限に達し次第受付を終了します。

申請期間

令和4年8月1日(月)から令和4年9月30日(金) 17:00まで(必着)

申請先

経済部 産業振興課 商工振興係(仮庁舎) 0289-63-2182
(郵送の場合) 郵便番号 322-8601 鹿沼市今宮町 1688-1

※ 各種提出書類様式は、こちらからダウンロードできます。

鹿沼市ホームページ: <http://www.city.kanuma.tochigi.jp/0242/info-0000008119-1.html>

申請時の提出書類

申請関係

- 鹿沼市運送事業者原油価格高騰対策支援金交付申請書(様式第1号)
- 運送事業法に基づく許可証の写し
- 交付対象車両すべての自動車検査証の写し
- 履歴事項全部証明書の原本(法人の場合)
- 住民票または運転免許証等の本人確認書類の写し(個人事業者の場合)
- 開業届または確定申告書(收受印の押してあるものの)の写し(個人事業者の場合)

請求関係

- リース契約書の写し(リースにより借り受けている場合)
- 鹿沼市運送事業者原油価格高騰対策支援金交付請求書(様式第2号)
- 振込先の口座がわかるもの(通帳)の写し

▲注意事項▲ 申請書類の不足や記載漏れ等の不備があった場合や申請書類の一部のみを提出された場合は、受け付けませんのでご注意ください。連絡が取れない場合には、申請を取り下げたものとみなします。